

第2 小学校教諭二種免許状を取得する場合

【根拠規定：法別表第8、規則第18条の2・第18条の4、細則別表第1の5の2(1)】

<表4-2>

基礎となる免許状			幼稚園教諭（専修・一種・二種）免許状			中学校教諭（専修・一種・二種）免許状		
在職年数	基礎となる免許状の校種及び教科での在職年数(ア)		3年			3年		
	【単位軽減のための在職年数】 取得しようとする免許状の種類(小学校教諭二種免許状)に応じた在職年数(イ)		なし	+	+	なし	+	+
最低修得単位数 (ウ)	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）(エ)	10	7	5	10	7	5
		〔各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）から除かれる教科〕	生活			〔所有する中学校免許状の全ての教科に相当する教科(オ)〕		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	1			
		生徒指導の理論及び方法	2	2	1			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		1				2	2	1
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項を含んで修得							

<備考>

(ア) P. 2 (1) 参照

(イ) P. 3 (2) 参照

(ウ) 小学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要とされる事項を含む科目について修得します。

(エ) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、次のとおり修得する必要があります。※の必要教科数はいずれかとし、内訳の単位数を含んで修得します。

<表4-2>最低修得単位数		10単位	7単位		5単位		
「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の必要教科数	内	5教科	※		※		
	2単位以上を修得		4教科	5教科	3教科	4教科	5教科
内	2単位以上を修得	(5教科)	(3教科)	(2教科)	(2教科)	(1教科)	
内	1単位以上を修得		(1教科)	(3教科)	(1教科)	(3教科)	(5教科)

(オ) 相当する教科は、次のとおりです。

中学校免許状の教科	国語	社会	数学	理科		音楽	美術・技術	家庭	体育	外国語
小学校の教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語